

令和4年第3回ニセコ町議会定例会 第4号

令和4年3月17日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 議案第 1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）
- 4 議案第 2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 4号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例
- 7 議案第 5号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 10 議案第 8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 11 議案第 9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 12 議案第10号 ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 13 議案第11号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
- 14 議案第12号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例
- 15 議案第13号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 16 議案第14号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算
- 17 議案第15号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
- 18 議案第16号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 19 議案第17号 令和4年度ニセコ町一般会計予算
（予算特別委員会報告）
- 20 議案第18号 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 21 議案第19号 令和4年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 22 議案第20号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 23 議案第21号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
（予算特別委員会報告）
- 24 議案第22号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算

(予算特別委員会報告)

25 議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算

26 発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案

(総務常任委員会報告)

27 発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案

(総務常任委員会報告)

28 議員派遣の件について

29 閉会中の継続調査の申し出について

(議会運営委員会)

30 閉会中の所管事務調査の申し出について

(総務・産業建設常任委員会)

○出席議員(9名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
6番 浜本和彦	7番 小松弘幸
8番 高木直良	9番 青羽雄士
10番 猪狩一郎	

○欠席議員(1名)

5番 斉藤うめ子

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齊藤徹

商工観光課参事	高	橋	葉	子
都市建設課長	黒	瀧	敏	雄
上下水道課長	石	山	康	行
総務係長	馬	淵		淳
財政係長	島	崎	貴	義
教 育 長	片	岡	辰	三
学校教育課長	前	原	功	治
町民学習課長	芳	賀	善	範
こども未来課長	淵	野	伸	隆
学校給食センター長	富	永		匡
農業委員会事務局長	佐	藤	寛	樹

○出席事務局職員

事 務 局 長	阿 部 信 幸
書 記	佐 藤 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は9名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において4番、榊原龍弥君、6番、浜本和彦君を指名します。
次に、斉藤うめ子議員から所用のため本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、報告します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工観光課参事、高橋葉子君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、芳賀善範君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、富永匡君、農業委員会事務局長、佐藤寛樹君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、議案第1号 指定管理者の指定について（ニセコ中央倉庫群）の件を議題とします。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了します。
これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第1号 指定管理者の指定について(ニセコ中央倉庫群)の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第4、議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 ニセコ町個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(猪狩一郎君) 日程第5、議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長(猪狩一郎君) 日程第6、議案第4号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第4号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、議案第5号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 ニセコ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長(猪狩一郎君) 日程第9、議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) 日程第10、議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第8号 ニセコ町使用料等徴収に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(猪狩一郎君) 日程第11、議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第9号 ニセコ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

○議長（猪狩一郎君） 日程第12、議案第10号 ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第10号 ニセコ町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第11号

○議長（猪狩一郎君） 日程第13、議案第11号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 今回の条文につきましてご説明を受けたときに、この提案理由に明記されているわけではありますが、条例上では当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるとされており、提案理由におきましては、できるだけ早い段階から開発事業者及び関係住民が対話する機会を持つことで相互の理解を深めとあります。この解説、この提案理由について質疑いたしましたけれども、担当の部署からはこれに、この提案理由に沿った解説資料を用意しまして、それを窓口で事業者に対してきちっと伝わるようにいたしますという回答ございました。それで、本日改めて町長に担当から今言った解説資料をこの提案理由に沿った、中身が分かるように解説資料を作るということについて町長からもそのとおりであるということについて確認申し上げたいと思いますので、その見解を求めます。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。

この景観条例の改正、私ども最終目標としてはたくさん課題ありますが、取りあえず今回できるところからということで、構想段階からとにかく早めに公表していただいて、その中でいろんな皆さんの意見や価値観を入れながらみんなで共感に基づいた開発するというのが私たちの景観条例の肝でありますので、その辺はしっかり説明できる資料も作ってまいりますし、現在作っている景観のガイドラインにもそういったものを盛り込みながらできるだけこの地域の環境や景観が守られていくよう進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第11号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長（猪狩一郎君） 日程第14、議案第12号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 条例本則について熟知しないまま質問いたしますので、大変稚拙な質問になろうかというふうに思いますが、お許しをいただきたいというふうに思います。

質問内容なのですが、改正趣旨は理解できますが、50立方メートルまでとするということの確認はどのようにされるのか。いわゆる協定書の中の部分ではなくて、実際河川に放出されているときのその水量の確認というのは誰がいつどこでどう行うのかということをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） ただいまの篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

どういうふうな確認を取るかということなのですから、開発事業者のほうで必ず図面等を持ってきて、その図面等の内容の構造とか仕様とかということも持ってきます。まず、それを基に我々スタッフのほうで、土木と管理になるのですけれども、その内容を確認させていただくという形にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 私が伺いたかったのは、事前の審査ではなくて、実際に運用されている段階でそのとおりに行われているのかということを確認しなければ、もしくは検査しなければ、この条例が例えば50であろうが100であろうが意味ないことになってしまうのではないだろうか、そういう危惧をするからであります。ですから、当初の検査というのは分かりますけれども、では運用中の検査、例えば年に何回か抜き打ちで行うですとか、そういうことをしなければ駄目ではないかなというふうに考えるのですが、その辺の考え方もございましたら、お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） ただいまの再質問の関係についてお答えしたいと思います。

すみません。私のほうでちょっと説明不足で申し訳ありません。必ず最初に図面等とか窓口で審査をして、この基準でいいよということになると、それで一応オーケーは出します。その後必ず現地確認という形を取らせていただいていますので、必ず完了したときには完了の状況を確認するようなことを取っています。運営の部分で年に何回か見るかという部分については、ちょっと申請書類等含めまして今後その辺もどういうふうに進めるかというのは検討したいと思っております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最後に、確認ですけれども、これまでも対応として現に運用中の抜き打ち的な検査、もしくはそれに類するようなことはしていないということではよろしいのですか。もししていないとすれば、その理由ももしあれば伺いをしたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 黒瀧課長。

○都市建設課長（黒瀧敏雄君） 様々な事業やって、いろいろ設置はしていると思っております。本来であれば最初に企画がちゃんとなっているかどうかというのをまず最初の段階で確認をし、実際にそれが整っているかというのは現地で確認して、大体の工事って大体それで終わりになっているというのが今までのスタイルです。ただ、今いろんな開発の関係で心配されている方もいらっしゃいますので、今後その辺の扱いについては検査を抜き打ちですのかどうかということも踏まえて検討したいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第12号 ニセコ町普通河川管理条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長(猪狩一郎君) 日程第15、議案第13号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第13号 ニセコ町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（猪狩一郎君） 日程第16、議案第14号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第14号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第15号

○議長（猪狩一郎君） 日程第17、議案第15号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第15号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第16号

○議長(猪狩一郎君) 日程第18、議案第16号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第16号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第17号から日程第24 議案第22号

○議長(猪狩一郎君) この際、日程第19、議案第17号 令和4年度ニセコ町一般会計予算の件から日程第24、議案第22号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの件6件を一括議題とします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

小松予算特別委員長。

○予算特別委員長(小松弘幸君) それでは、予算特別委員会の審査結果を報告します。

本定例会において当予算特別委員会に付託されました議案第17号 令和4年度ニセコ町一般会計予算から議案第22号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算までの6件については、3月15日及び16日、町長をはじめ説明員の出席を求め、慎重に審査しました。本委員会は全議員で構成されていることから、審査の概要と結果については簡潔に報告いたします。

一般会計の質疑では、ニセコ町の新たな事業としてのファミリーサポートセンター運営事業、消防庁舎再整備のほか、多くの事業で質疑が行われました。いずれも事業実施に当たっては十分に検討の上、進めていくことが確認できました。

起立採決の結果、一般会計及び5特別会計の全てで全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（猪狩一郎君） 報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑については、議員全員によって構成された予算特別委員会において審査されたので、省略します。また、討論についても同様につき、省略します。

これより議案第17号 令和4年度ニセコ町一般会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号 令和4年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号 令和4年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件を起立により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第23号

○議長(猪狩一郎君) 日程第25、議案23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、日程第25、議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

追加議案としてお配りしましたこちらの議案の1ページをお開きいただきたいと存じます。議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月17日提出、ニセコ町長、片山健也。

次の裏の最終ページ、おめくりください。歳出予算の経費のうちその性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについて、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができる経費を繰越明許費としております。国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策、こちらに位置づけられた事業の一つとして、本年1月臨時議会で補正計上いたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、こちらですが、この事業費、計1億1,466万9,000円、このうち令和3年度中に給付が見込めない所要額など合わせて5,676万5,000円、こちらを令和4年度に繰り越すため、2ページのとおり繰越明許費の補正を行うというものでございます。なお、本事業は令和4年9月末まで申請を受け付けるということで実施をしているものでございます。

また、今回の繰越明許の補正については補正予算資料のナンバー2というところで追加議案の内

容を概略としてまとめてございますので、こちらのほうも後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案の第23号についての説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） ご質問したいのは、繰越し、執行できていませんから、繰り越すということは当然なのですが、この執行の率です。ほぼ予定の半分ぐらいということですが、これは町としては予測外に低いものなのか、あるいはこの程度はやむを得ないというものなのか。

そして、9月まで有効で、受け付けるということですが、もともとこれ個人の申請によるという仕立てになっていますので、いろいろアナウンスをされていることは承知しております。しかし、その上でなおこういった制度がきちっと有効に機能するようにという意味でいいますと、やはり該当者いかにその情報をお届けして、お手伝いして、申請をしていただくかということが非常に大事だと思います。それから、この補正予算組まれて、支援のための制度ができた。それを生かすためにもできるだけ100%になるような手だてが町としても必要なのではないかと思います。今後どのような方策を取りまして周知されるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問ですけれども、現在の給付の状況ご説明いたしますけれども、補正予算成立後システム等準備が整いまして、2月の7日にいわゆる国が言っているプッシュ方式で560世帯に通知を出させていただいております。現在、3月3日のお支払いと今日お支払いにしているのですけれども、498世帯お支払いが今日完了されるということでございます。今後でございますけれども、令和3年の1月2日以降の転入者については、このプッシュ方式、ニセコ町ではちょっと採用しておりませんので、この方々にどのような周知をしていくかということが鍵になるのですけれども、今事務レベルで検討しているのはおおむね概算で、先ほど担当に聞いたら、200世帯ぐらいがその後転入してきているということで、我々の読みとしてはその3割が対象になるのではないかと。その3割というのは、ニセコ町の住民の大体3割ぐらいが対象ということからしているのですけれども、この方々に、名簿等町民生活課のほうから頂けることが可能だと思いますので、通知を出して、もし非課税ということであれば申請のほうご相談くださいというような通知を出そうかなというようなことを考えていること、そのほかはホームページ等で粘り強く周知していくかなと。難しいのは家計急変世帯です。コロナの影響を受けて仕事を失ったとかに対して、これについては随時受付で、これまでは10件程度のご相談は受けたものの数件の申請程度で、我々が見込んでいたよりはかなり少ないのかなという感じではいるところでございます。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第23号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議第1号から日程第27 発議第2号

○議長(猪狩一郎君) 日程第26、発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案の件から日程第27、発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案の件まで2件を一括議題とします。

本件に関し総務常任委員会の報告を求めます。

篠原総務常任委員長。

○総務常任委員長(篠原正男君) それでは、日程第26、発議第1号に関わる件でございますけれども、令和4年第3回ニセコ町議会定例会において本委員会に付託されました発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案は、3月16日、全委員出席の下に総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、ロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻はウクライナの主権と領土を侵害し、多くの市民の犠牲者を出している現状は許されないものであり、本決議案の願意を妥当と判断し、別紙報告書のとおり原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

続きまして、日程第27、発議第2号についてであります。これも先ほど同様、令和4年第3回ニセコ町議会定例会において本委員会に付託されました。発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案は、3月16日、全委員出席の下に総務常任委員会を開催し、慎重審議した結果、発議案第1号の決議案と同様にロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻は許されないものであり、日本国政府に対して国際社会と共に外交努力により一日も早い地域の安全を願うもので、本意見書案の願意を妥当と判断し、別紙報告書のとおり原案どおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 報告は終わりました。

これより発議第1号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第1号 ロシア連邦によるウクライナ侵略を非難する決議案の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより発議第2号の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発議第2号 ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に断固抗議し平和的解決を求める意見書案の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議員派遣の件について

○議長(猪狩一郎君) 日程第28、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件は、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決しました。

◎日程第29 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第29、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題とします。

議会運営委員長から、お手元に配付したとおり会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第30 閉会中の所管事務調査の申し出について

○議長（猪狩一郎君） 日程第30、閉会中の所管事務調査の申し出についての件を議題とします。

総務及び産業建設常任委員長より、お手元に配付したとおり会議規則第72条第1項の規定により閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査に付することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期定例会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和4年第3回ニセコ町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時34分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 榭原 龍弥（原本自署）

署 名 議 員 浜本 和彦（原本自署）